

# ケーススタディ

## マネロン対策につながる

### 口座開設時の対応

ここでは、個人/法人の口座開設手続きにおいてよく起こるケースを挙げ、そのようなお客様が来店した場合の対応方法について解説します。

①～⑤ 木内 清章 産業能率大学 講師  
⑥～⑩ 加来 輝正

個人のお客様

1 本人確認書類の氏名・住所が異なるものを提示された



住所番地の変更や氏名の表記等にも注意

次に、住所番地が行政区画の変更などによって変わっている

## 本

人確認書類の提示を受けたところ、開設申込書に記載の住所とは異なる表記になっていた場合、どう対応すればよいでしょうか。

こうしたときに、即座にマネロン犯罪に結びつく口座開設だとして、お客様を疑うような視線に集中してしまうのは、好ましくありません。

まず考えられることは、例えば運転免許証上、現在地への住所移転が記載されていないことがあるでしょう。住民票の変更が自動的に連動しているものではないため、やむを得ないことです。

ただしこのような場合、その確認ができる住民票の写しを徵求する必要があります。そして、免許証のコピーの欄外にか

かる事情を補記しておくことなどによって、初めてこの免許証を本人確認書類として扱うことができます。

もし、その場でお客様から事情の説明はあったものの、それを証明する住民票などの書類が用意されていない場合、当日の口座開設は受けることができません。お客様としては「後日、書類を持参するから、本日口座開設の手続きを進めてほしい」などと主張されると思われる

す。しかし数日中に住民票を取得してもらうことで、口座開設手続きを進められるのですから、そのような便宜扱いは、本人確認ルールをなしくずしにしまつため、回避すべきと思われ

こともあり得ます。申込書には「中野3-5-7」とありますが、確認書類上は「中野3丁目678番」のように記載されているケースです。これについては、地方自治体のホームページ等を検索することにより、変更の有無を確認できます。

一方、氏名の表記に相違がある場合に想定されるケースとして、離婚などで改姓されており、確認書類上の変更が未だなされていないこと等があります。また養子縁組をしたなどの事情もあり得るでしょう。これらはお客様のプライバシーにも関わることで、ご家族関係で変更がございましたら、「ご家族関係で変更がございましたら、どうですか？」のように、丁寧に伺ってみることがよいでしょう。この場合についても、そうした